

二級・木造建築士死亡（失踪宣告）届

死亡いたしましたので

下記の者は、 年 月 日 滋賀県建築士法

失踪宣告を受けましたので

施行細則第6条第2項に基づき届出ます。

平成 年 月 日

滋賀県知事

住 所	
電話番号	( ) -
届出義務者	
本人との続柄	

記

1. 氏 名	
2. 生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日
3. 本 籍 地	(都道府県名)
4. 登 録 番 号	滋 賀 県 知 事 登 録 第 号
5. 登 録 年 月 日	年 月 日